



7福共発資第251の1号

令和7年8月1日

文部科学省共済組合各支部長 殿

文部科学省共済組合本部長

文部科学事務次官 増子 宏

令和7年度における被扶養者の要件の確認について（通知）

このことについて、別紙財務省通知「資格確認書等の交付に伴う事務の取扱い等について」（令和6年11月29日付け財計第4370号）中「第3 被扶養者に係る確認に関する事項（1）」の本部長が定める期間については、本年9月に実施することとしましたので、通知します。

実施にあたっては、下記について留意の上、遺漏のないよう願います。

記

- 1 財務省通知中「第3 被扶養者の要件の確認に関する事項」による。
- 2 令和7年8月1日付の事務連絡「被扶養者認定の取扱いについて」を通知したので遺漏なく取り扱うこと（平成24年8月30日付事務連絡「被扶養者認定の取扱いについて」が廃止）。
- 3 給与法上の扶養親族とされている者（国立大学法人等にあつてはこれに相当する者）で、国立大学法人等で扶養親族の確認のための書類を徴していない場合は、共済組合において確認できる書類を徴すること。
- 4 要件確認は申立によらず、証拠書類をもって要件を満たしていることを確認すること。
- 5 被扶養者の認定の際の所得は総所得であることから、事業所得や不動産所得等のある者の収入の確認にあたっては、所得税法上の必要経費とは必ずしも一致しないため、必要経費の確認できる書類を必ず徴して、認定の可否を確認すること。

- 6 組合員及び被扶養者の住所については、被扶養者申告書等により必ず組合員本人に確認させ、相違がある場合もしくは変更等がある場合は速やかに標準共済システム及び国家公務員共済組合連合会への登録を必ず行うこと。

※登録する住所は原則、住民票の住所とする。

- 7 被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」については令和5年10月25日付事務連絡「「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて」を確認し、遺漏なく取り扱うこと。

- 8 令和5年度の検認において、被扶養者の国内居住要件の確認のため、住民票の提出を要する取扱いとしていたところ、支部監査において住民票を徴していない支部が散見されているところである。

については、令和5年度の検認の際に上記の取扱いを実施していない支部においては、今年度の要件確認の際に住民票を徴すること。